

私たちは
森を創り、
ゆたかな緑を
育んでいます。



森林整備センターの概要



国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林整備センター
Forest Management Center

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

Forest Research and Management Organization

水源地域で公益的機能が発揮される森林を育成しています



森林整備センターでは、昭和 36 年から水源涵養上重要な民有保安林のうち、森林としての機能が低下している箇所を分収造林契約方式で整備する「水源林造成事業」を実施しており、現在までに民有保安林の約 1 割に相当する 49 万 ha の森林を造成しました。

これらの森林は、洪水の緩和や水質の浄化といった水源涵養機能はもとより、二酸化炭素の吸収、土砂流出の防止、生物多様性の保全など重要で多様な機能を発揮しています。また、事業の実施を通じて、山村地域において安定した就労機会を提供するなど地域振興においても大きな役割を果たして参りました。

また、近年では、集中豪雨等の気象害が頻発・激甚化する中で、流域保全等における森林の役割への期待が高まっており「国土強靱化基本計画」等を踏まえた森林整備に積極的に取り組んでいくことが必要となっています。

このように、当センターの果たすべき役割も重要になっていることから、令和 3 年 4 月から 5 年間の「森林研究・整備機構第 5 期中長期計画」においては、流域保全の取組を強化し、長年培ってきた森林施業の高度な技術的知見に基づく針広混交林や育成複層林の造成を積極的に進めるとともに、森林整備技術の普及や自然災害による被災森林の復旧等にも取り組んでいくこととしております。

このような水源林造成事業の実施を通じて、安全・安心な国民生活や脱炭素社会の実現に貢献できるよう、職員一丸となって努力して参ります。

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

森林整備センター所長 遠山 知秀



持続可能な開発目標（SDGs）への貢献

2015 年の国連サミットでは、持続可能な開発のための 2030 アジェンダが採択され、2016 年から 2030 年までの国際目標として、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成される、持続可能な開発目標（SDGs）が示されました。

本概要では、森林整備センターが行う水源林造成業務がどのゴールに貢献するのかを、SDGs アイコン（右図）を用いて示しています。



中長期計画（令和3年度～令和7年度）

【中長期計画の概要】

森林研究・整備機構では、農林水産大臣の定める中長期目標に基づき、中長期計画を策定し、計画的な業務遂行を行っています。

現行の中長期計画は、令和3年度～令和7年度までの5か年の計画となっており、水源林造成業務の政策体系における位置付け及び役割として、「整備局・水源林整備事務所を拠点として、森林所有者、造林者（林業事業体）及び地方公共団体（特に市町村）との緊密な連携・信頼関係の下、奥地水源地域であって所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない森林等において、育成複層林や針広混交林等の森林造成や間伐などの森林整備を行い、水源涵養機能等の公益的機能を高度に発揮させるための施策を実施しており、引き続き、これらの施策を推進することが必要である。」としています。

【主な計画事項】

- 水源林造成業務
 - ・ 事業の重点化
 - ・ 事業の実施手法の高度化のための措置
 - ・ 地域との連携
- 特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務

予算・職員数

予 算		令和7年度予算（単位：百万円）	
水源林勘定		特定地域整備等勘定	
● 国庫補助金等	25,496	● 政府交付金	52
● 長期借入金	4,200	● 業務収入等	1,138
● 業務収入等	3,033		
小計 32,729		小計 1,190	
		合計 33,919	

（注）四捨五入の関係で計が一致しない場合があります。

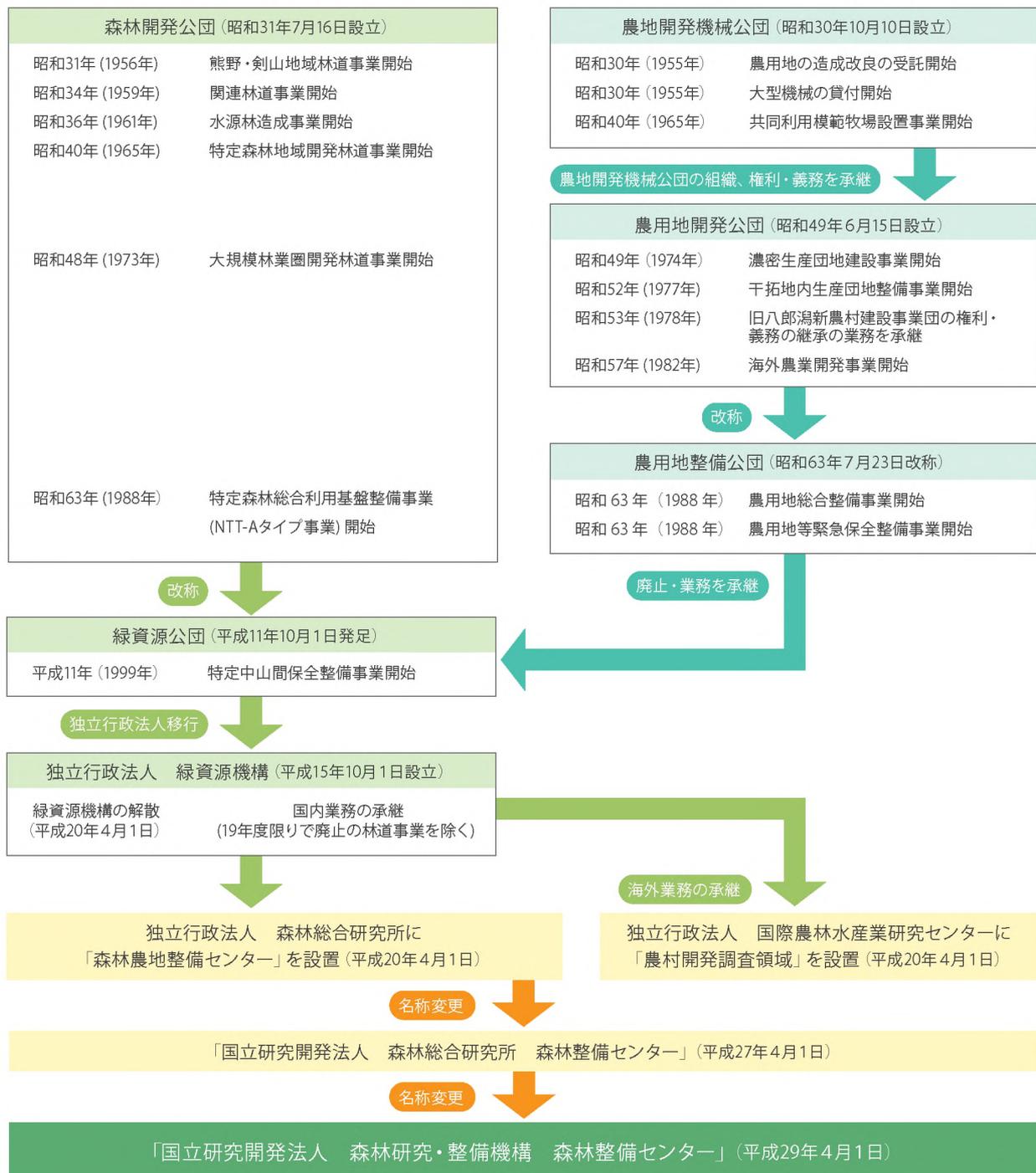
職員数 （令和7年 4月1日現在）

- 職員 338 名



森林整備センターの沿革

- 「独立行政法人 緑資源機構」は、「森林開発公団」を前身として、水源林造成等を行ってきましたが、「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律」が平成20年4月1日施行され、同日をもって解散しました。
- 旧緑資源機構の業務のうち、水源林造成等の国内業務については「独立行政法人森林総合研究所」に、海外業務については「独立行政法人 国際農林業研究センター」に、それぞれ承継され、森林総合研究所内の承継業務担当組織として「森林農地整備センター」が設置されました。
- 独立行政法人通則法の一部を改正する法律等が平成27年4月1日施行され、同日をもって「国立研究開発法人 森林総合研究所」へ名称変更を行い、森林農地整備センターについても「森林整備センター」へ名称変更を行いました。
- 平成28年5月に成立した「森林法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第44号）により「国立研究開発法人 森林総合研究所法」が改正され、平成29年4月に「国立研究開発法人 森林研究・整備機構」へ名称変更を行いました。



1 意義

● 全国で約 49 万 ha の水源林を造成

森林整備センターでは、ダムの上流域などの水源涵養上重要な奥地水源地域の民有保安林内で水源林を造成し整備する業務を行っています。

これまで、全国で約49万haの水源林を造成してきました。これは、日本の民有保安林の約1割に相当し、国民の皆様の生活に不可欠な水源の涵養、国土保全等に大きく役立っています。

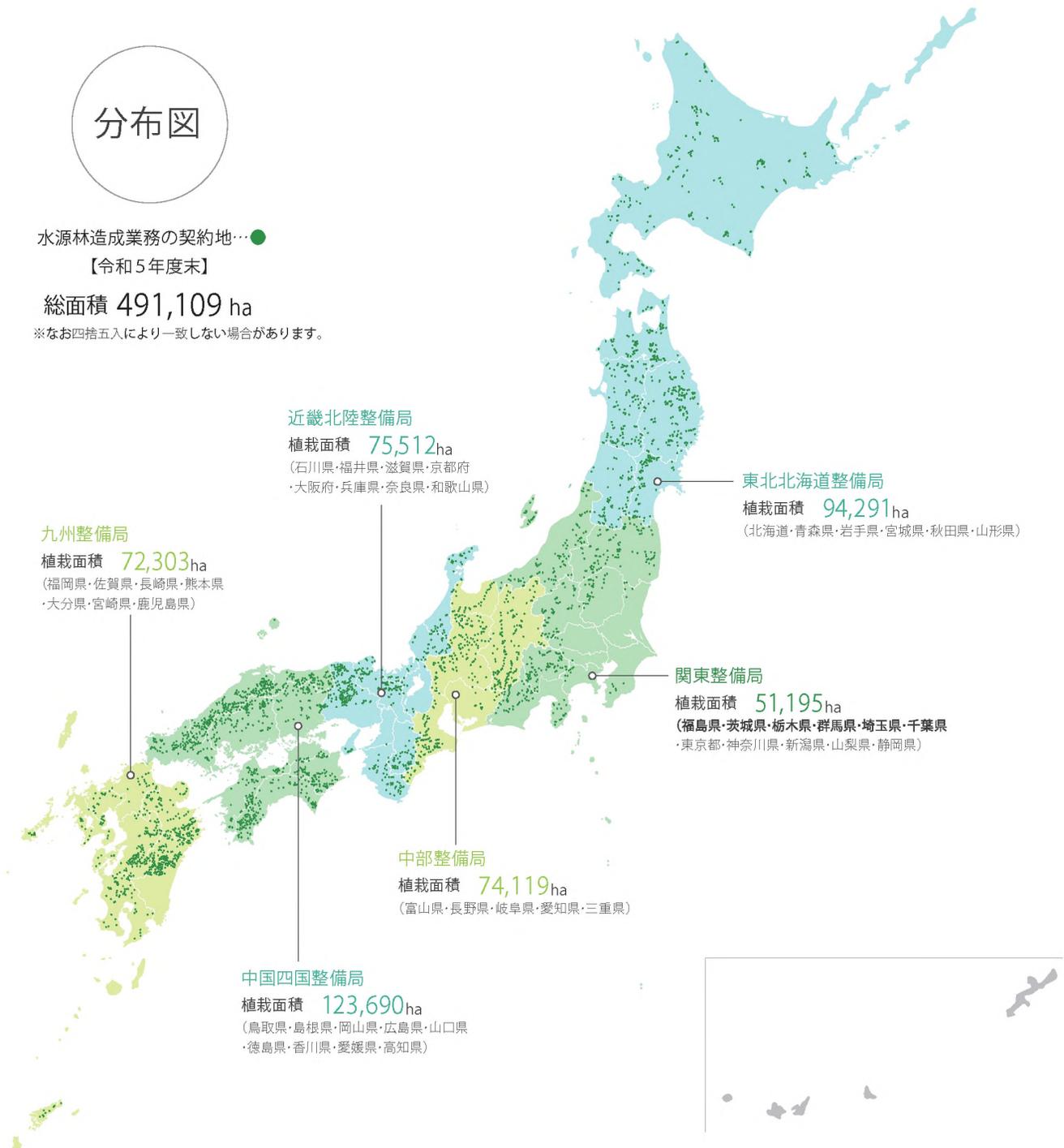
水源林造成業務は、森林・林業基本計画（令和3年6月閣議決定）の中で、公的な関与による森林整備を担うものとして位置づけられており、引き続き、公益的機能の発揮を確保するためのセーフティーネットとして貢献していきます。

分布図

水源林造成業務の契約地…●
【令和5年度末】

総面積 491,109 ha

※なお四捨五入により一致しない場合があります。



2 概要

● 実施の流れ

分収造林契約により造林地所有者が土地を提供、造林者が森林を造成し、森林整備センターが費用の負担と技術指導等を行うという仕組みで実施しています。

対象地



奥地水源地域の民有保安林で、無立木地、散生地、粗悪林相地等、人工植栽の方法により森林の造成を行う必要がある土地が対象となります。

森林整備の過程



森林の機能が劣っている対象地に、既に存在する広葉樹等を活かしながら苗木を植え、雑草を刈り払い、生長して混み合ってきた木を間伐します。

未来に向けた森林づくり



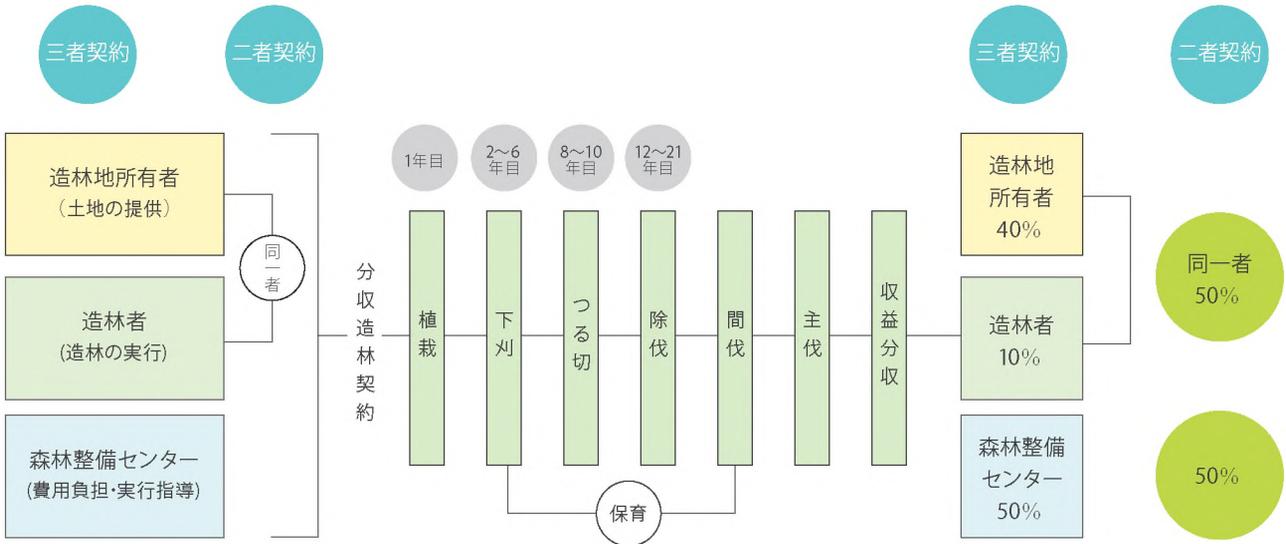
広葉樹等を活かしながら長伐期の針広混交林を造成していきます。



群状又は帯状の複層林誘導伐の実施により、複数の樹冠層を有する育成複層林を造成していきます。

● 造林地所有者、造林者、造林費負担者が共同して森林を造成

分収造林契約及び森林整備センターによる地上権設定により、行政的なコントロールの下で長期安定的で適切な水源林の整備と維持管理を担保します。



3 効果

● 私たちの暮らしに深く関わる事業です

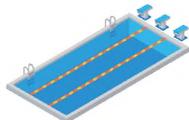
水源涵養効果

- 良質で豊かな水を供給
- 洪水防止や水質の浄化



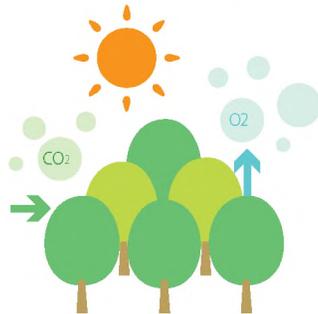
年間約30億m³を貯水
東京都で使う約2年分の水量に相当

50mプール236万杯分



環境保全効果

- 二酸化炭素の吸収
- 酸素の放出・大気浄化への寄与



年間約230万トンの二酸化炭素を吸収
約175万世帯の年間消費電力の発電時に排出されるCO₂量に相当

電力を消費する世帯175万世帯分



山地保全効果

- 土砂の流出・崩壊の防止
- 災害に強い森林整備



毎年約9千2百万m³の土砂の流出を防止

東京ドーム74杯分



水源林の公益的機能の効果額は、
貨幣換算可能なものだけでも年間約9千億円

注 水源林の公益的機能効果は、昭和36年度から令和5年度までの63年間に造成された水源林造成事業地全体が、令和5年度の1年間に発揮した「水源涵養効果」、「環境保全効果」、「山地保全効果」を試算しています。

水源林 ～水をたくわえる森林～



大分県日田市



山形県東根市

森林には、水をたくわえることのできる役割があり、このような森林を「水源林」といいます。水源林は緑のダムともいわれ、洪水や土砂崩れなどの自然災害を防止したり、地球温暖化の防止に役立っています。また、降った雨水が地下にしみこんでいく時に、ごみなどを取り除き、きれいにして川へ流す働きも持っています。

森林整備センターは、森林と人とともに歩む未来のため、水源林を整備しています。

※写真は、当センター水源林造成事業地です。



鹿児島県さつま町



富山県南砺市

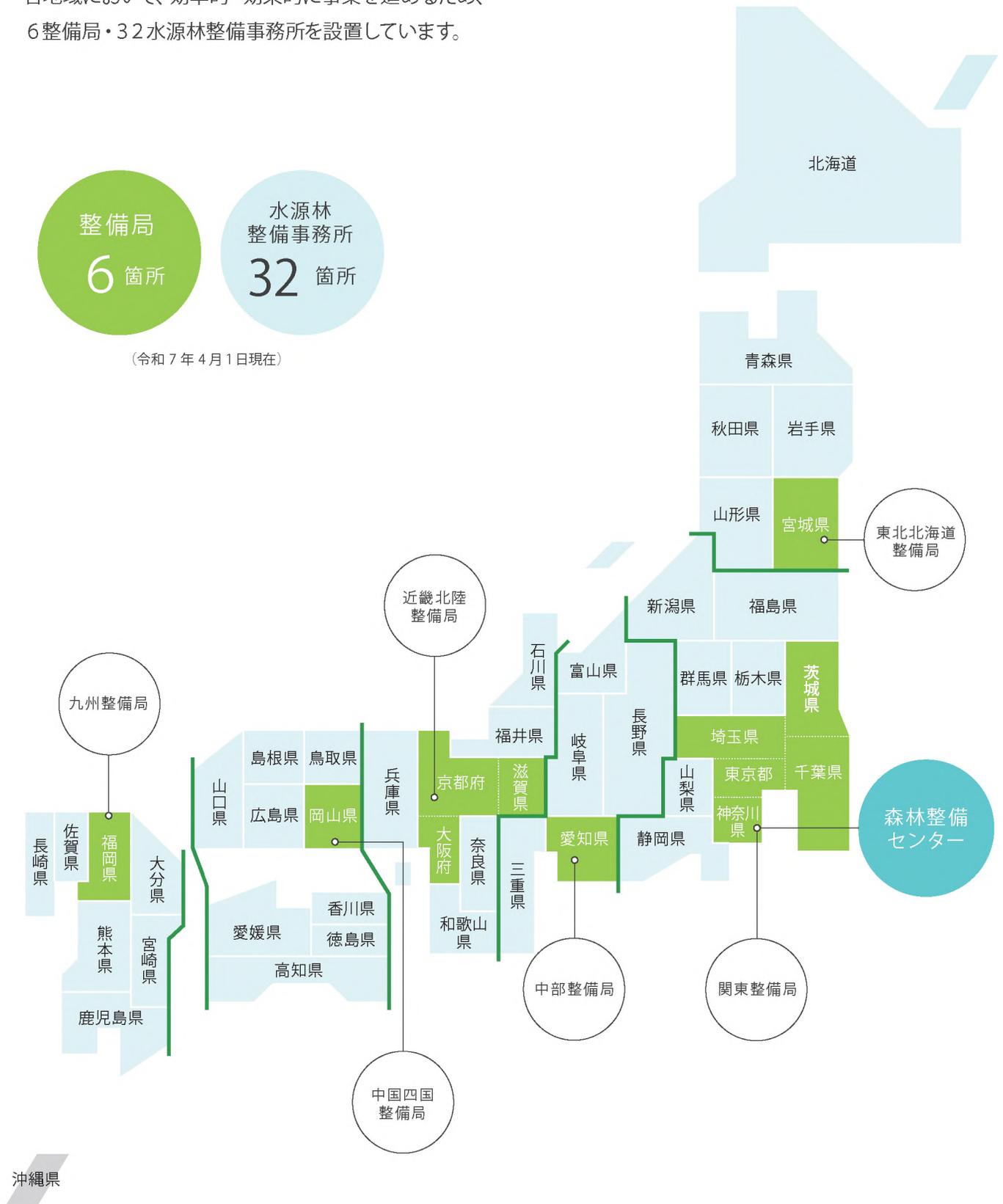
管轄区域

森林整備センターは、沖縄県を除く
 全国46都道府県で業務を実施しています。
 各地域において、効率的・効果的に事業を進めるため、
 6整備局・32水源林整備事務所を設置しています。

整備局
 6箇所

水源林
 整備事務所
 32箇所

(令和7年4月1日現在)



事務所	郵便番号	住所	電話番号
森林整備センター	212-0013	神奈川県川崎市幸区堀川町 66 番地 2 (興和川崎西口ビル 11 階)	044-543-2500
東北北海道整備局	980-0011	宮城県仙台市青葉区上杉 5 丁目 3 番 36 号 (第三勝山ビル 2 階)	022-723-8808
北海道水源林整備事務所	060-0004	北海道札幌市中央区北 4 条西 5 丁目 1 番地 (西鉄・林業会館ビル 3 階)	011-251-4586
青森水源林整備事務所	030-0861	青森県青森市長島二丁目 10 番 4 号 (ヤマウビル 9 階)	017-777-5189
盛岡水源林整備事務所	020-0024	岩手県盛岡市菜園 1 丁目 3 番 6 号 (農林会館 6 階)	019-622-0751
秋田水源林整備事務所	010-0931	秋田県秋田市川元山下町 8 番 28 号 (秋田県森林組合会館 3 階)	018-866-5611
山形水源林整備事務所	990-0043	山形県山形市本町一丁目 4 番 21 号 (荘銀山形ビル 6 階)	023-632-8011
関東整備局	212-0013	神奈川県川崎市幸区堀川町 66 番地 2 (興和川崎西口ビル 11 階)	044-542-5545
福島水源林整備事務所	960-8031	福島県福島市栄町 6 番 6 号 (福島セントランドビル 3 階)	024-521-3409
宇都宮水源林整備事務所	320-0811	栃木県宇都宮市大通り 1-4-22 (MSC第 2 ビル 3 階)	028-348-1711
前橋水源林整備事務所	371-0854	群馬県前橋市大渡町 1 丁目 10-7 (群馬県公社総合ビル 8 階)	027-254-5177
新潟水源林整備事務所	950-0965	新潟県新潟市中央区新光町 10 番地 3 (技術士センタービル II 5 階)	025-368-7101
甲府水源林整備事務所	400-0031	山梨県甲府市丸の内 1-17-10 (東武穴水ビル 4 階)	055-235-7276
静岡水源林整備事務所	420-0853	静岡県静岡市葵区追手町 2 番 12 号 (静岡安藤ハザマビル 6 階)	054-255-9116
中部整備局	460-0003	愛知県名古屋市中区錦 1-10-20 (アーバンネット伏見ビル 4 階)	052-220-2570
富山水源林整備事務所	930-0096	富山県富山市舟橋北町 4 番 19 号 (富山県森林水産会館 3 階)	076-431-4292
長野水源林整備事務所	380-0936	長野県長野市大字中御所 30 番地 16 (長野県林業センタービル 4 階)	026-228-7281
岐阜水源林整備事務所	500-8356	岐阜県岐阜市六条江東二丁目 5 番 6 号 (ぎふ森林文化センター 3 階)	058-275-3643
津水源林整備事務所	514-0003	三重県津市桜橋一丁目 104 番地 (三重県林業会館 3 階)	059-228-6698
近畿北陸整備局	600-8372	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町 480 番 (AIG京都ビル 3 階)	075-278-8855
金沢水源林整備事務所	920-0362	石川県金沢市古府一丁目 197 番地 (石川農林会館 2 階)	076-249-3092
福井水源林整備事務所	910-0006	福井県福井市中央三丁目 6 番 2 号 (損保ジャパン福井ビル 6 階)	0776-23-4042
神戸水源林整備事務所	650-0012	兵庫県神戸市中央区北長狭通 5 丁目 5 番 18 号 (兵庫県林業会館 5 階)	078-362-5800
奈良水源林整備事務所	630-8325	奈良県奈良市西木辻町 200 番地の 44	0742-23-7744
和歌山水源林整備事務所	640-8281	和歌山県和歌山市湊通丁南四丁目 18 番地 (林業会館 2 階)	073-425-3569
中国四国整備局	700-0907	岡山県岡山市北区下石井二丁目 1 番 3 号 (岡山第一生命ビル 7 階)	086-226-3295
鳥取水源林整備事務所	680-0845	鳥取県鳥取市富安一丁目 152 番地 (SGビル 1 号館 3 階)	0857-21-7751
松江水源林整備事務所	690-0886	島根県松江市母衣町 55 番地 (島根県林業会館 3 階)	0852-21-6452
広島水源林整備事務所	732-0814	広島県広島市南区段原南 1-3-53 (広島イーストビル 13 階)	082-534-7040
山口水源林整備事務所	753-0077	山口県山口市熊野町 1 番 10 号 (ニューメディアプラザ山口ビル 6 階)	083-922-2895
徳島水源林整備事務所	770-0923	徳島県徳島市大道一丁目 62 番地 (中筋ビル 8 階)	088-622-1300
松山水源林整備事務所	790-0003	愛媛県松山市三番町四丁目 4 番地 1 (愛媛県林業会館 4 階)	089-931-2853
高知水源林整備事務所	780-0053	高知県高知市駅前町 5 番 5 号 (大同生命高知ビル 2 階)	088-883-5672
九州整備局	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前 4-11-19 (博多駅前パークサイドビル 6 階)	092-433-1422
佐賀水源林整備事務所	840-0027	佐賀県佐賀市本庄町大字本庄 278 番 4 (佐賀県森林会館 2 階)	0952-26-4351
熊本水源林整備事務所	860-0802	熊本県熊本市中央区中央街 2 番 11 号 (熊本サンニッセイビル 6 階)	096-311-5550
大分水源林整備事務所	870-0846	大分県大分市花園二丁目 6 番 51 号 (大分県林業会館 4 階)	097-546-2873
宮崎水源林整備事務所	880-0812	宮崎県宮崎市高千穂通 2-6-18 (NMビル 6 階)	0985-25-5411
鹿児島水源林整備事務所	892-0844	鹿児島県鹿児島市山之口町 2 番 30 号 (鹿児島第一生命ビルディング 5 階)	099-223-2261



[森林整備センターホームページ] <https://www.green.go.jp/>



[森林整備センター紹介映像～水源の森づくり～]
https://www.green.go.jp/annai/gaiyo/shokai_eizo.html

